

中間貯蔵施設等に係る交付金（中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金）

【26年度補正】150,000百万円

水・大気環境局 中間貯蔵施設担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

福島県内で除染に伴い生じた土壌等を搬入するための中間貯蔵施設の整備等に当たっては、地元自治体に多大な影響を及ぼすこととなる。

このため、中間貯蔵施設予定地の敷地内外の方々が生活再建を進めていくとともに、予定地である大熊町・双葉町を始めとする地域や県が主体的にしっかりと地域振興に取り組むための基盤を整える。具体的には、中間貯蔵施設の整備等や福島第一原子力発電所の廃炉等による影響等に対応し、原子力災害からの福島復興と地域の自立を確かなものとするため、国として、新規かつ追加的な財政措置を講じる。

このうち、環境省として、中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するため、極めて自由度の高い交付金を創設することとしたものである。

2. 事業内容

中間貯蔵施設の予定地である大熊町・双葉町を中心として、同施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な生活再建・地域振興等に係る幅広い事業を実施できるようにするため、福島県及び大熊町、双葉町に基金を造成する。

（生活再建・地域振興等に係る事業の例）

- ・ふるさととの結びつきを維持するための事業
- ・風評被害対策のための事業
- ・生活空間の維持・向上のための事業

3. 施策の効果

中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和し、地元の御理解の下で、同施設の整備等に向けた取組を着実に実施することで、除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。

中間貯蔵施設等に係る交付金 (中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金)

平成26年度補正予算額
150,000百万円

背景・目的

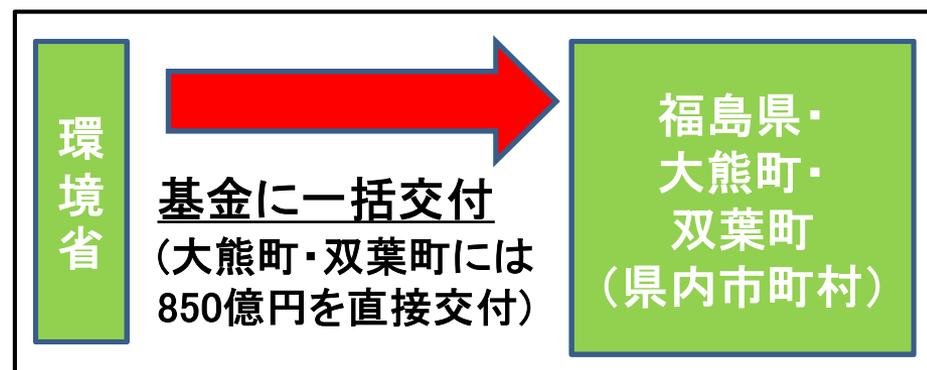
- ・中間貯蔵施設の整備等にあたっては地元自治体に多大な影響。
- ・福島県は、中間貯蔵施設の建設受入時において、「交付金の予算化、自由度」を搬入受入の確認事項として提示。
→ 生活再建・地域振興策として、同施設の整備等に伴う影響を緩和するため、極めて自由度の高い交付金を創設。

事業イメージ・具体例

中間貯蔵施設の予定地である大熊町・双葉町を中心として、同施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業を実施

- (例)・ふるさととの結びつきを維持するための事業
- ・風評被害対策のための事業
 - ・生活空間の維持・向上のための事業

資金の流れ



施策の効果

中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和し、地元のご理解の下で、同施設の整備等に向けた取組を着実に実施することで、除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。